

例文通

大正五年六月廿九日

日發議決裁

月 日 執行

書記官

〇 〇

議長

副議長

正

書記官長

上奏案

臣等 日露協約ノ件 諮詢ノ命ヲ格々本月
二十九日ヲ以テ 審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ
乃チ 謹テ 上奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

大正五年六月二十九日

副議長

内閣通牒案

日露協約ノ件

右別紙之通本院ニ於テ決議上奏條件
此段及通牒也

大正五年六月二十九日 副議長

内閣総理大臣

(別紙ハ決議上奏文ノ写ノミトス)

大正五年七月廿六日 決議

月 日 執行

議長

副議長

書記官

書記官

上奏案

臣等工場法施行令諮詢ノ命ヲ恪々本月二十
十六日ヲ以テ審議ヲ盡シ之ヲ修正可決セリ
乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱
書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク